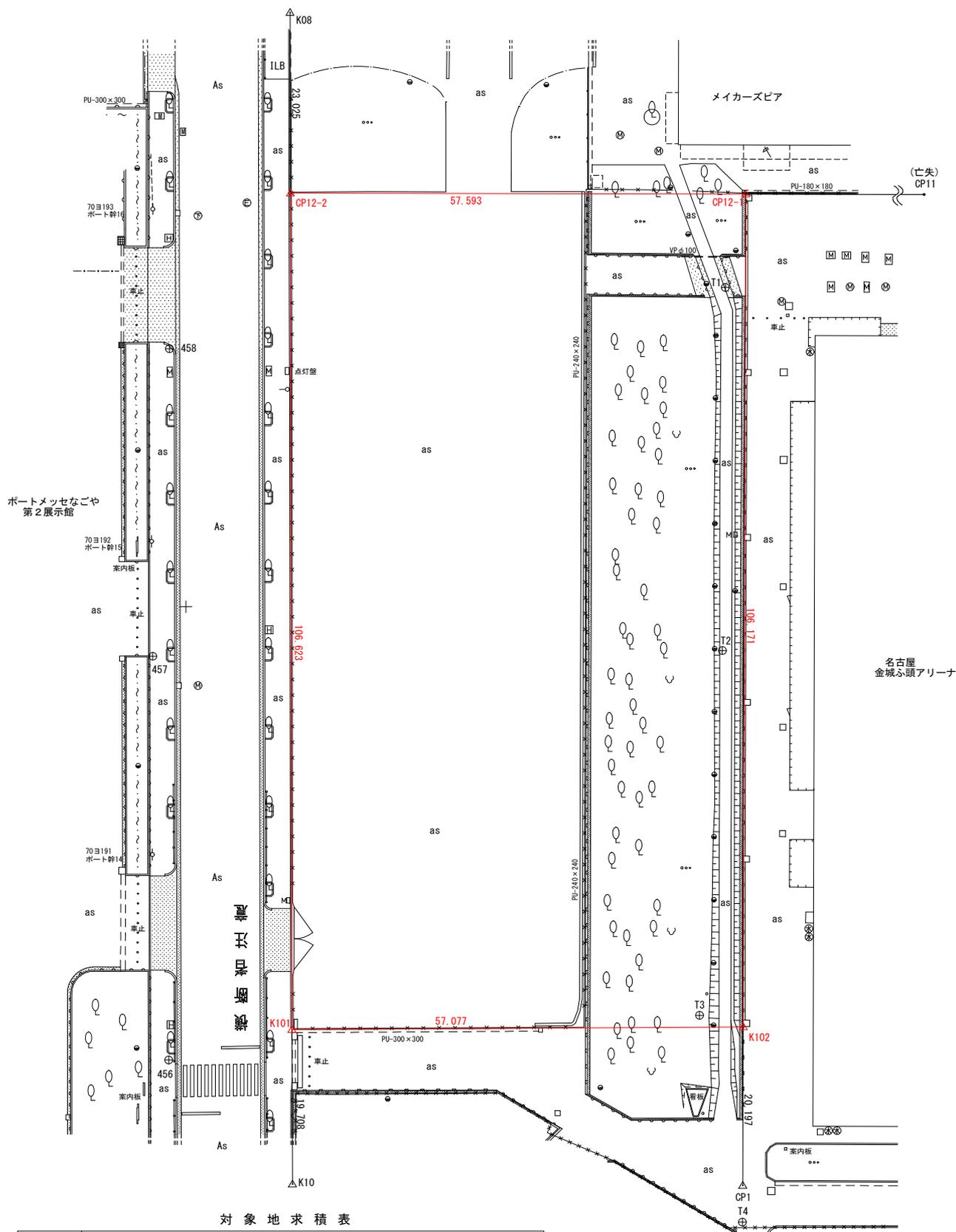
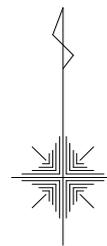


 : 本件土地

本件土地面積等

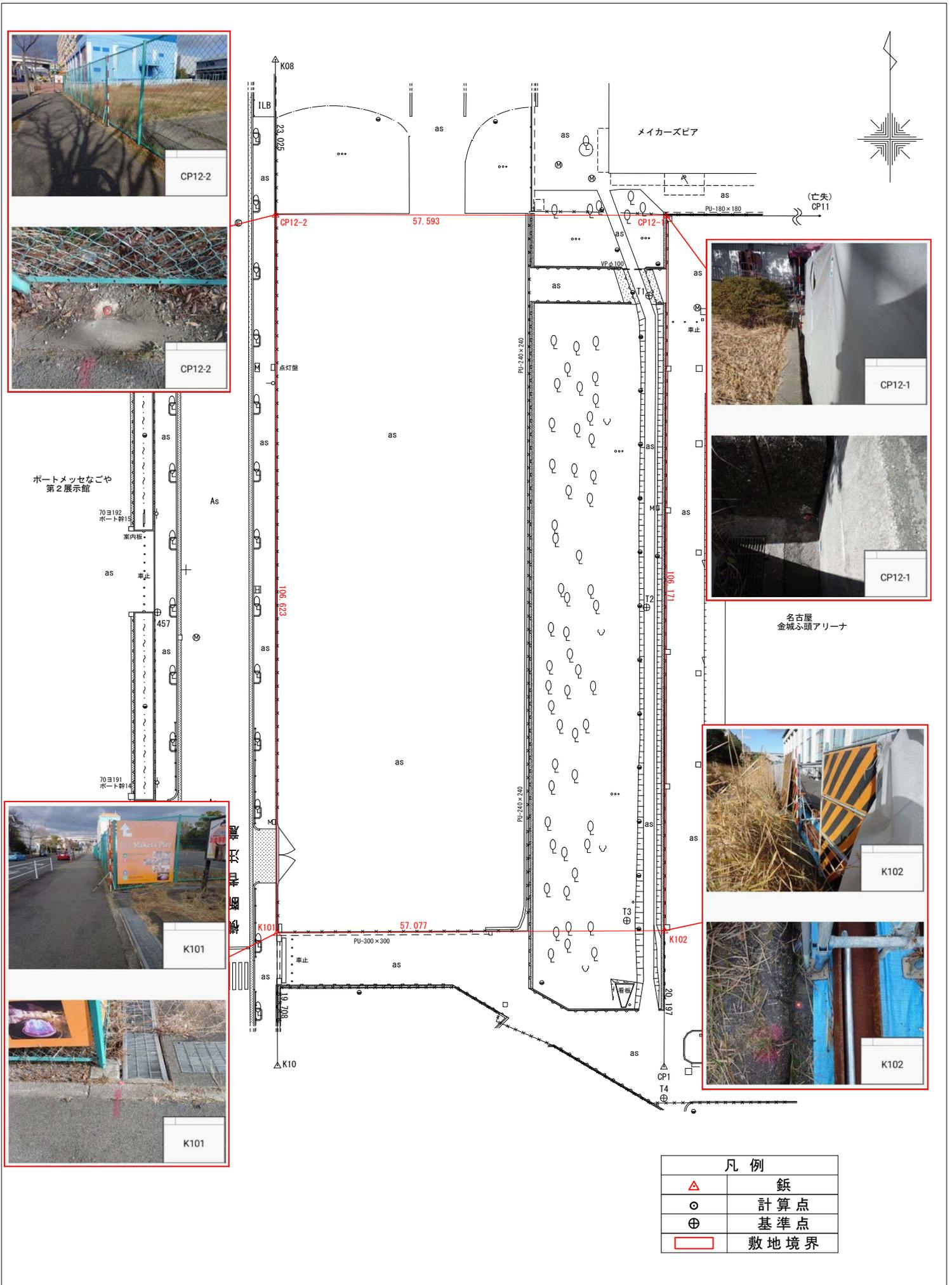
所在・地番	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1の一部
面積	6,100.27m ²

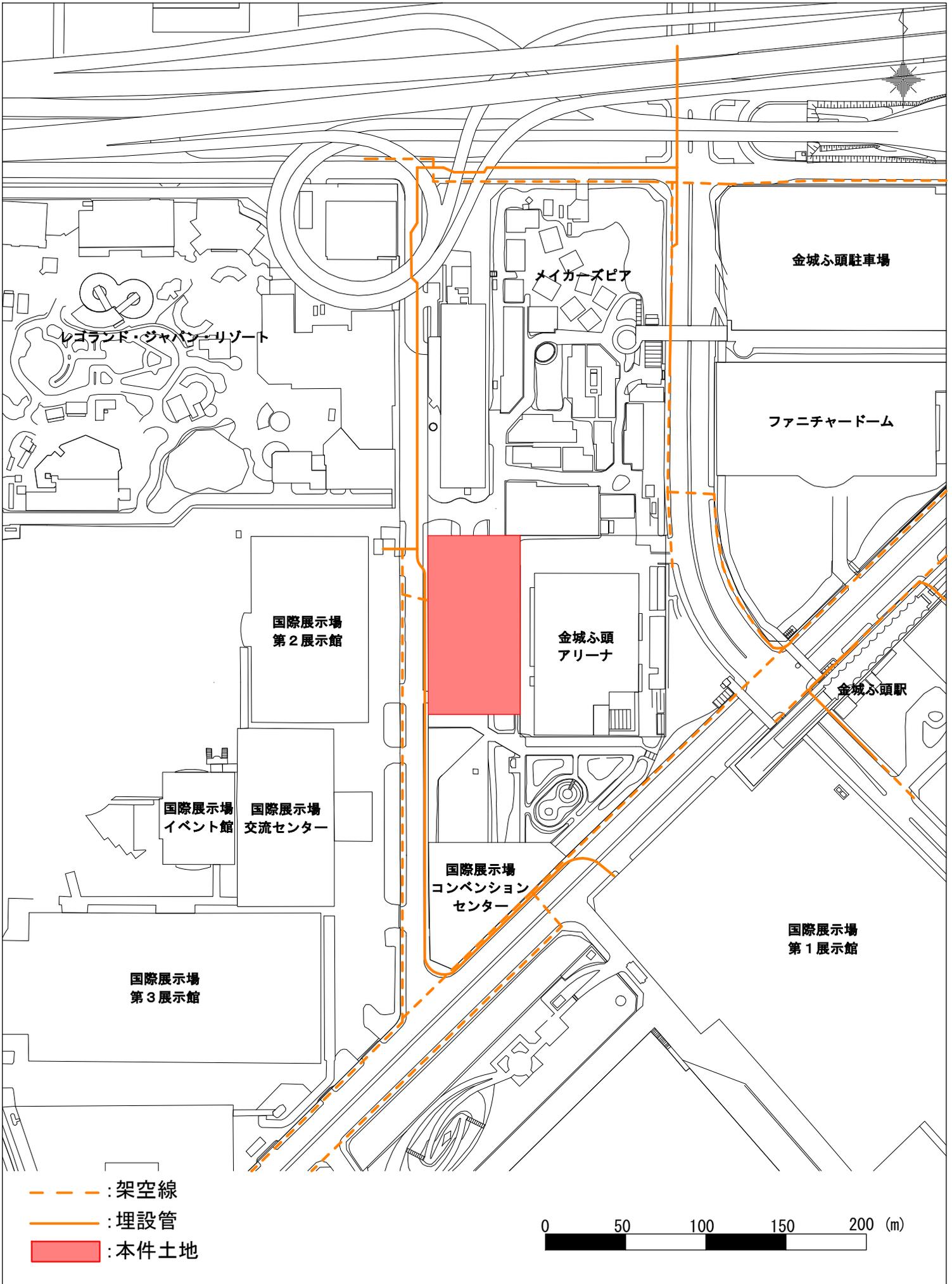


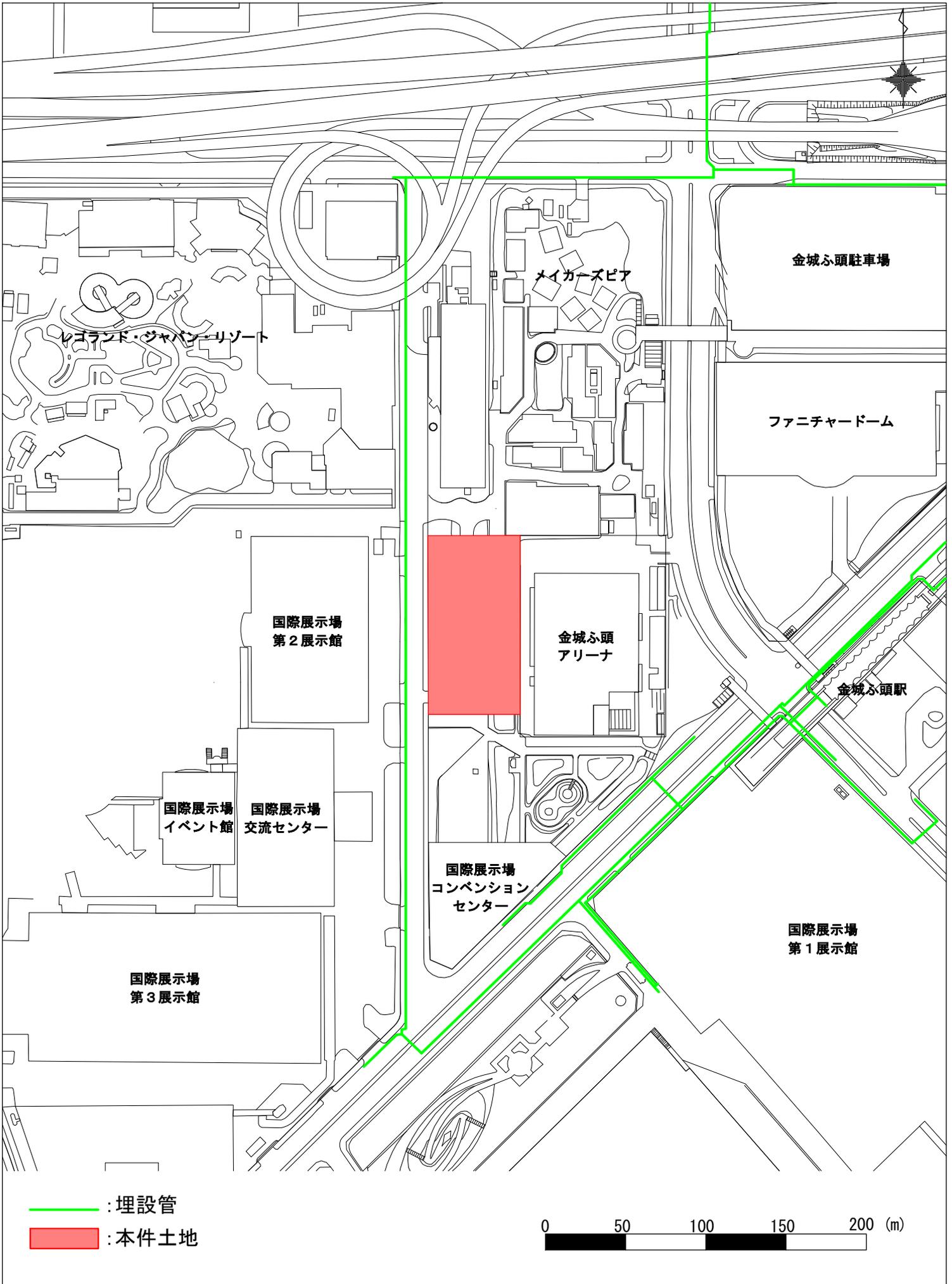
対象地求積表

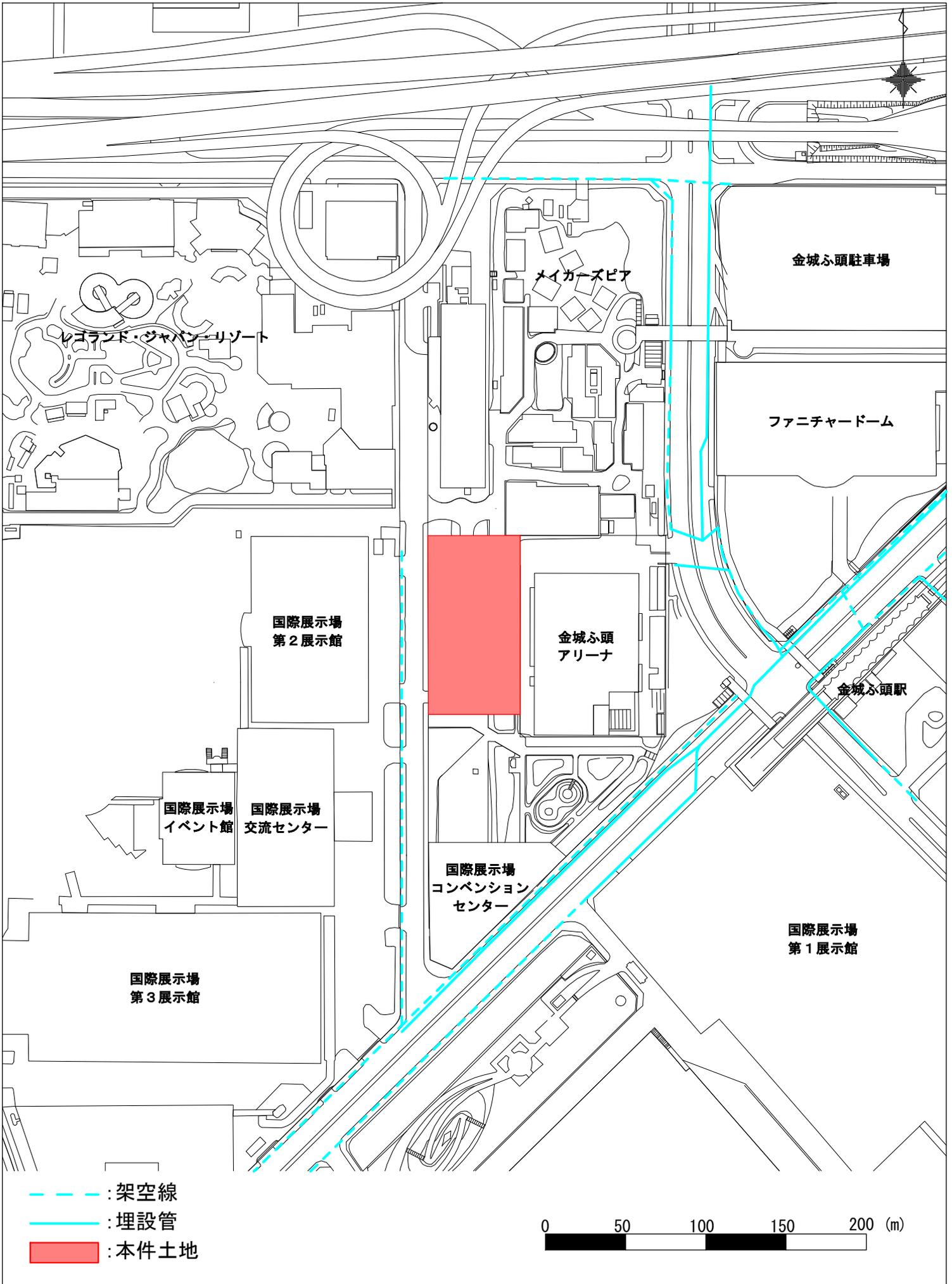
地番	金城ふ頭二丁目地内			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K101	-105503.903	-29236.587	3107692.894444	57.077
K102	-105503.574	-29179.511	-3107606.249696	106.171
CP12-1	-105397.403	-29179.185	-3101591.336899	57.593
CP12-2	-105397.279	-29236.779	3113705.233993	106.623
	倍面積		12200.541842	
	面積		6100.2709210	
	地積		6100.27	m ²
	坪数		1845.33	

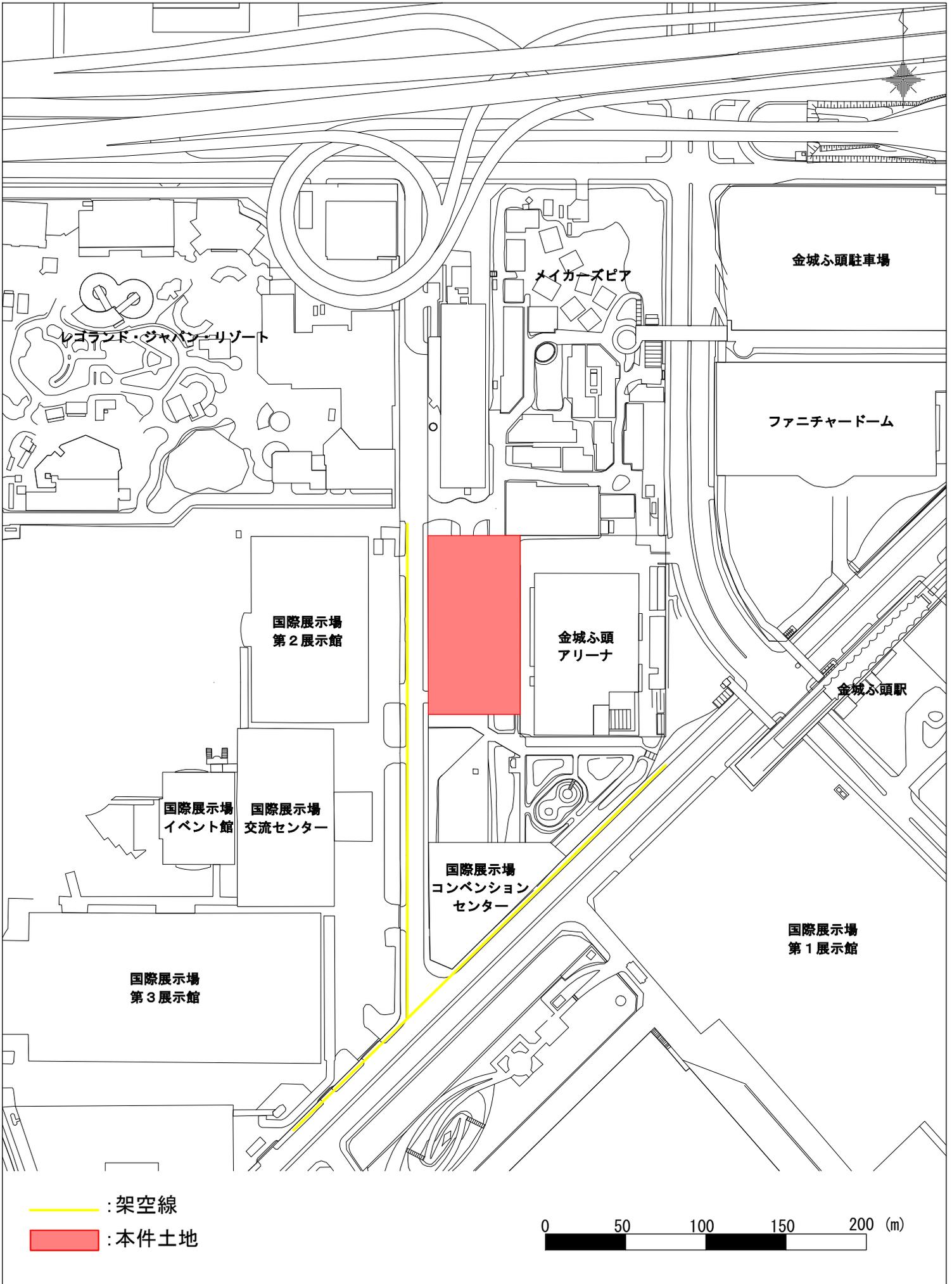
凡例	
△	鉋
⊙	計算点
⊕	基準点
□	敷地境界

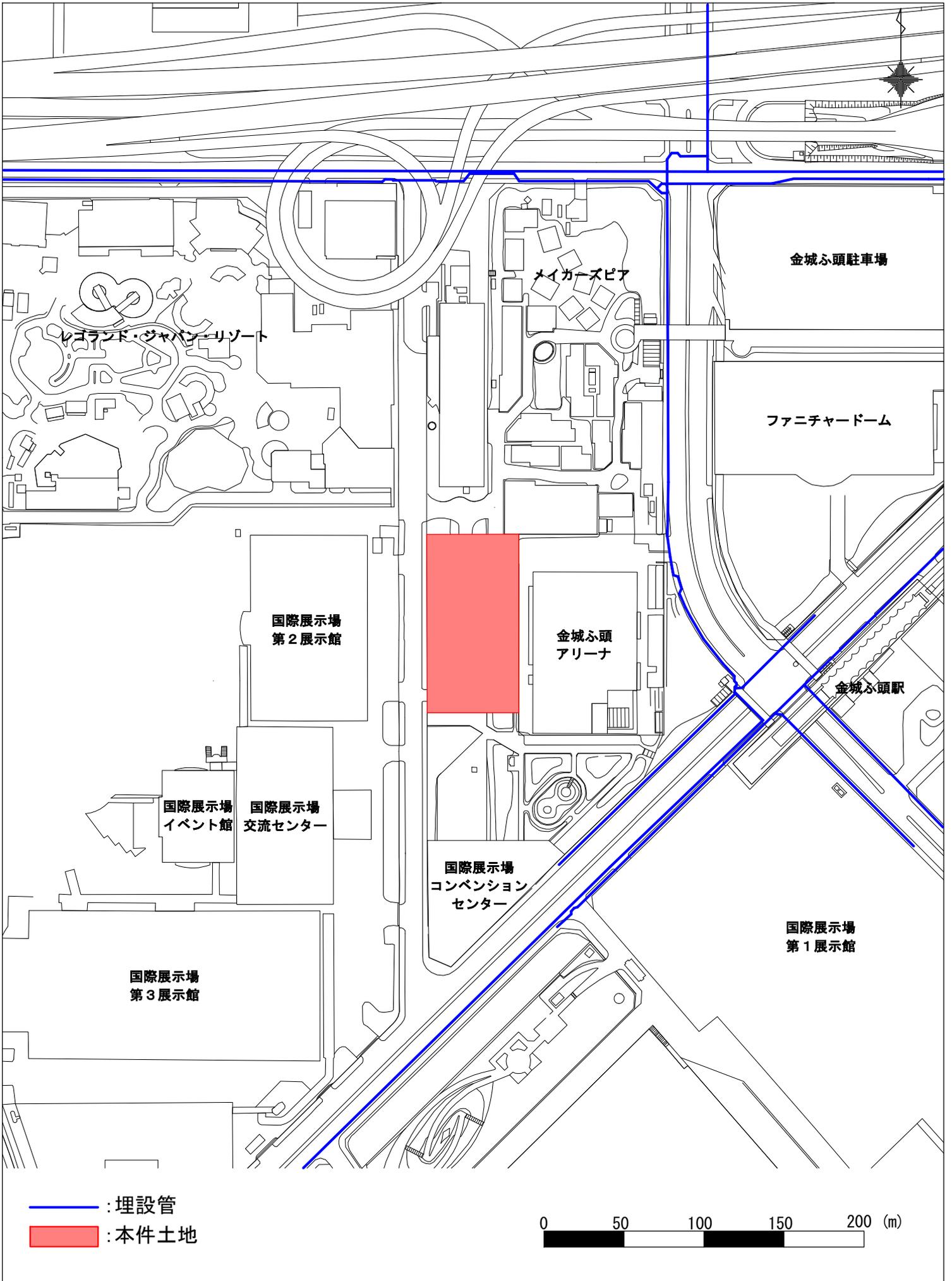


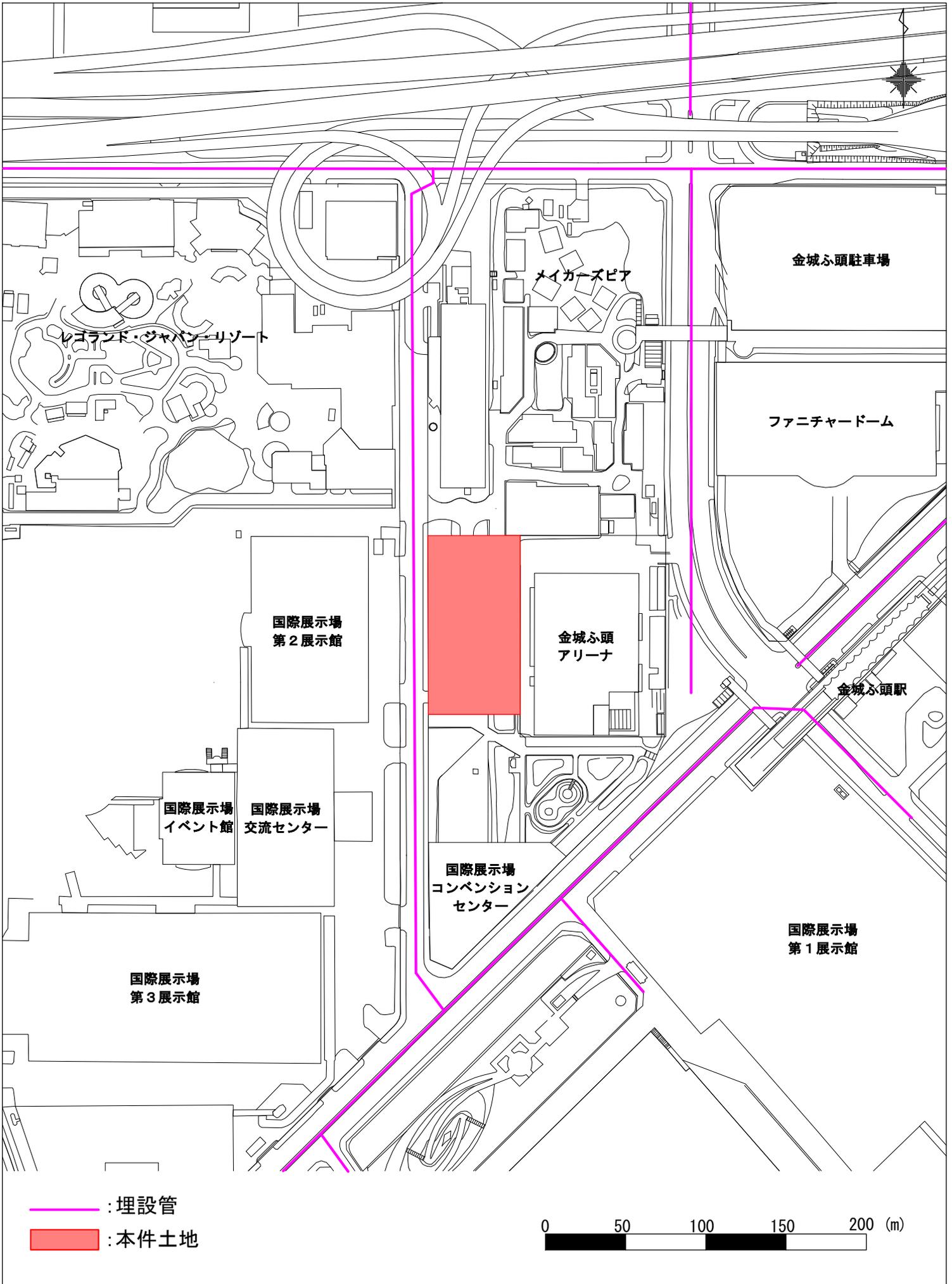


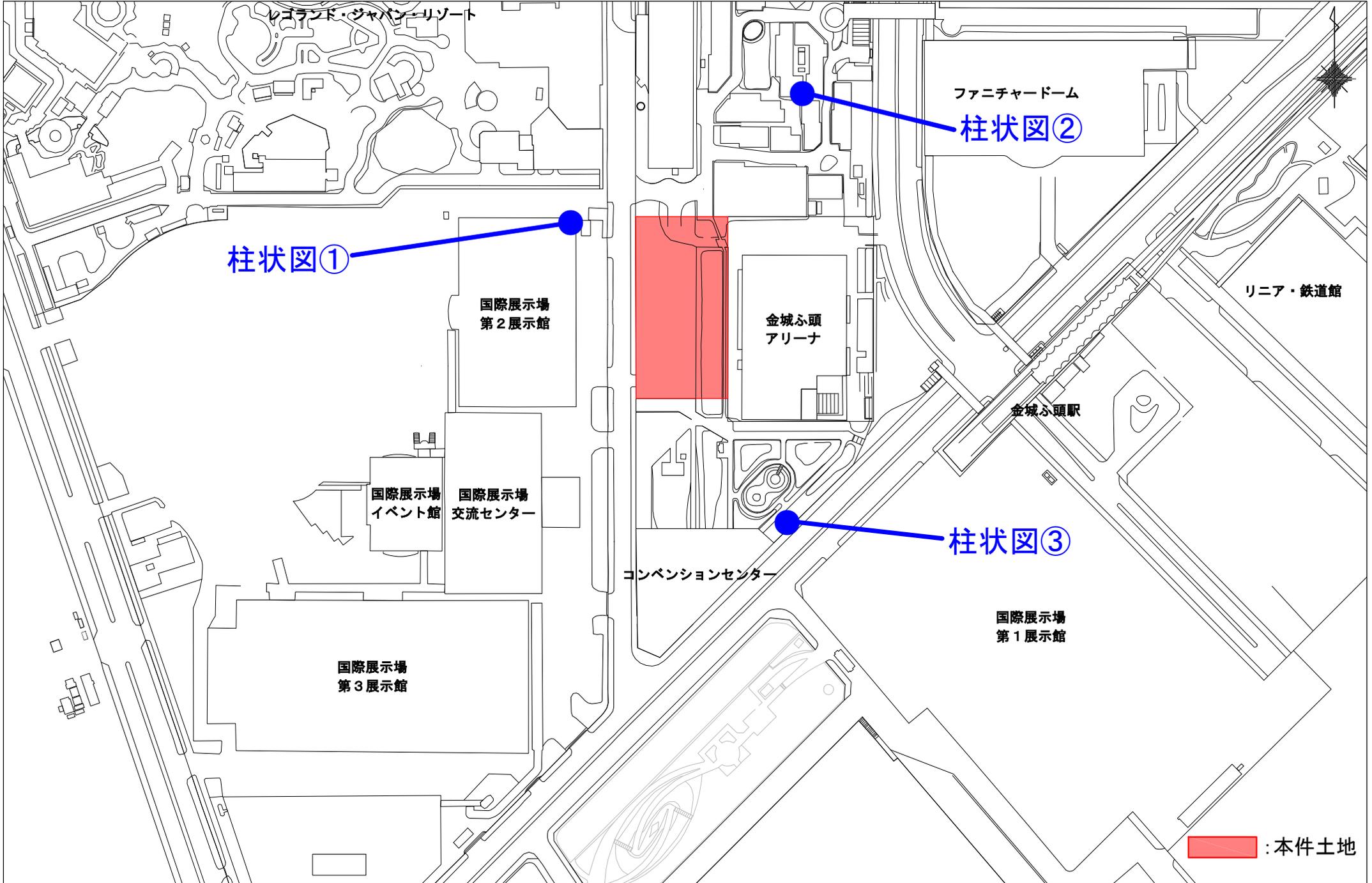




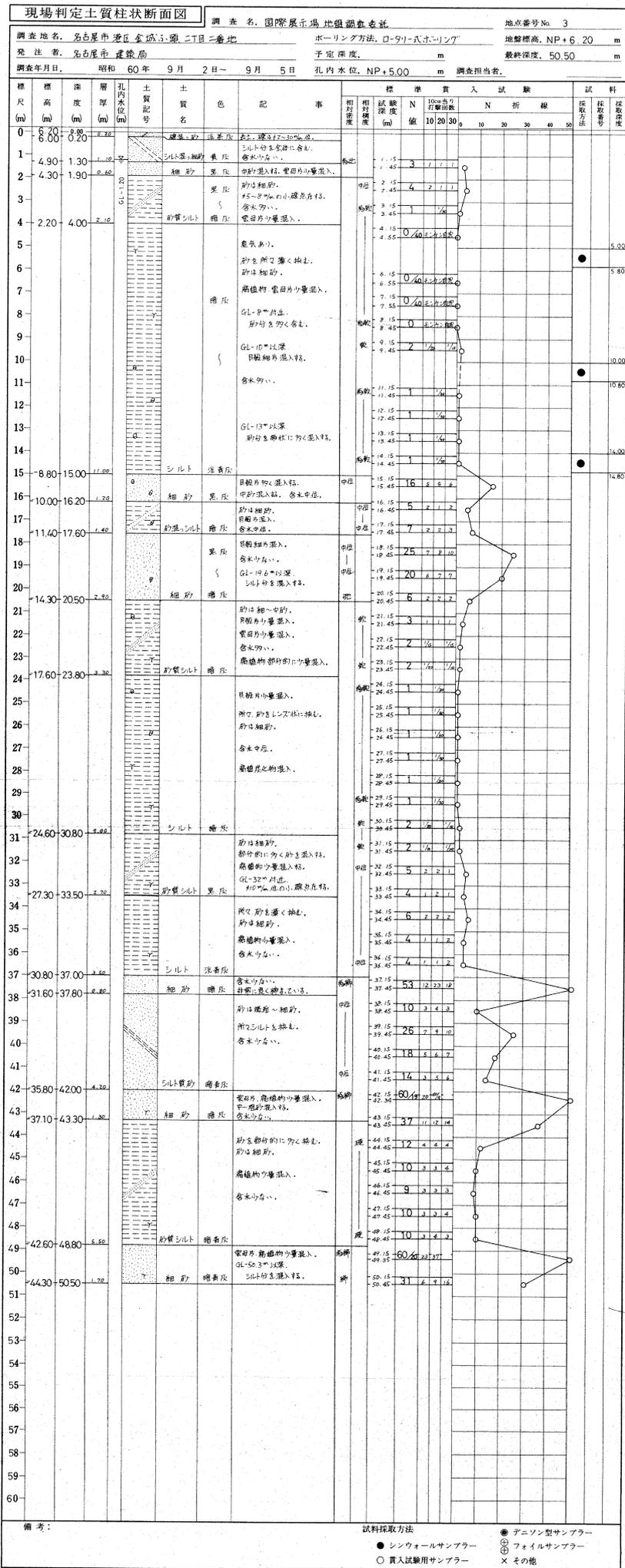




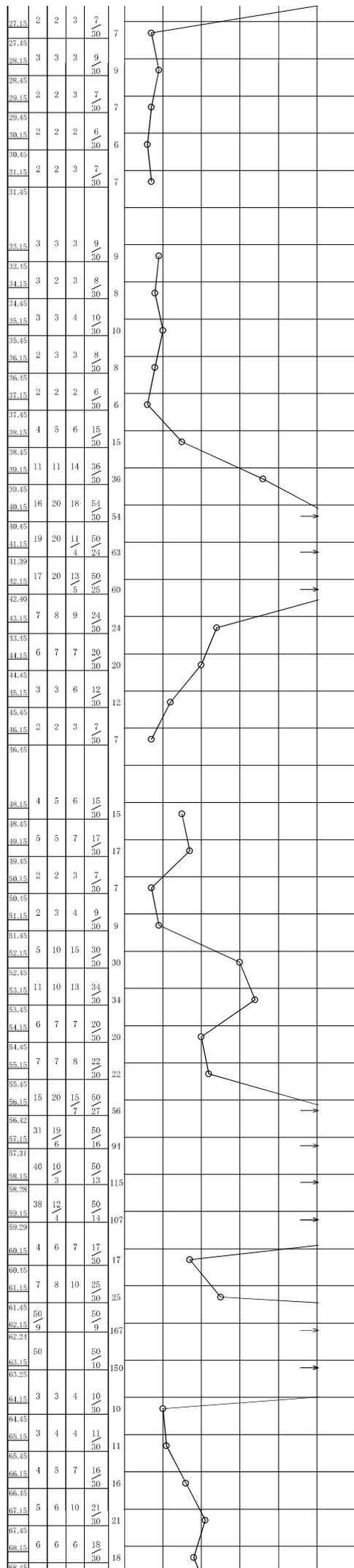




柱状図①



27	-19.61	1.20	27.70	砂質シルト	暗灰	中位	粘性中位で比較的均質。シルト分を少量混入する。
28							
29							
30							
31							
32				シルト質粘土	暗灰	中位	粘性強く、均質。全体に貝殻片を混入し、Gl-34.00~35.50mに多くなる。下部シルト分を少量混入する。
33							
34							
35							
36							
37							
38	-29.71	10.10	37.80	シルト混じり砂	暗灰	中位	粒径不均一な砂主体。全体に少量のシルト分及び貝殻片を混入する。
39	-30.61	0.90	38.70	砂	暗灰	非常に密な	粒径均一な細砂主体。上部にシルト分を混入する。含水量は少ない。
40							
41	-32.81	2.20	40.90	礫混じり砂	暗灰	非常に密な	粒径均一な砂主体。径2~15mm程度の亜角礫を少量混入する。含水量は少ない。
42	-33.51	0.70	41.60	砂	暗灰	非常に密な	粒径均一な細砂主体。
43	-34.61	1.10	42.70	シルト混じり砂	暗灰	中位	粒径不均一な砂主体。シルトを全体に混入する。含水量は少ない。
44	-36.41	1.80	44.50	砂混じり粘土	暗青灰	中位	粘性中位。砂を所々に混入する。
45							
46	-38.21	1.80	46.30	砂質シルト	暗灰	中位	粘性中位。所々に細砂を混入する。
47	-39.61	1.40	47.70	砂混じりシルト	暗灰	硬い	粘性中位。全体に細砂を混入する。
48							
49	-41.61	2.00	49.70	砂質シルト	暗灰	中位	粘性強く、均質。所々にシルト分を混入する。
50							
51	-43.81	2.20	51.90	砂	淡暗灰	密な	粒径均一な細砂主体。シルト分を少量混入する。含水量は少ない。
52	-45.31	1.50	53.40	砂質シルト	灰	硬い	粘性弱い。全体に細砂を多く混入する。
53							
54	-47.51	2.20	55.60	砂	淡暗灰	非常に密な	粒径やや不均一な砂主体。含水量は中位。下部細砂を混入する。
55							
56	-48.71	1.20	56.80	粗砂	灰	非常に密な	粒径不均一な粗砂主体。所々に径2~10mm程度の細砂を混入する。含水量は多い。孔壁崩壊する。
57							
58	-51.61	2.90	59.70	シルト質砂	暗灰	中位	粒径均一な細砂主体。全体にシルト分を多く混入する。含水量は少ない。
59							
60	-53.41	1.80	61.50	礫混じり粗砂	淡暗灰	非常に密な	粒径不均一な粗砂主体。礫は径2~30mm程度の亜角礫。含水量は多い。孔壁崩壊する。
61							
62	-55.51	2.10	63.60	砂質シルト	暗灰	中位	粘性強く、比較的均質。所々にシルト分を混入する。
63							
64							
65							
66	-58.41	2.90	66.50	砂質粘	暗灰	硬い	粘性強く、均質。シルト分を全体に混入する。
67							
68							



27.15	2	2	3	7/30	7		
27.45							
28.15	3	3	3	9/30	9		
28.45							
29.15	2	2	3	7/30	7		
29.45							
30.15	2	2	2	6/30	6		
30.45							
31.15	2	2	3	7/30	7		
31.45							
33.15	3	3	3	9/30	9		
33.45							
34.15	3	2	3	8/30	8		
34.45							
35.15	3	3	4	10/30	10		
35.45							
36.15	2	3	3	8/30	8		
36.45							
37.15	2	2	2	6/30	6		
37.45							
38.15	4	5	6	15/30	15		
38.45							
39.15	11	11	14	36/30	36		
39.45							
40.15	16	20	18	51/30	54		
40.45							
41.15	19	20	11	50/24	63		
41.39							
42.15	17	20	13	50/25	60		
42.40							
43.15	7	8	9	24/30	24		
43.45							
44.15	6	7	7	20/30	20		
44.45							
45.15	3	3	6	12/30	12		
45.45							
46.15	2	2	3	7/30	7		
46.45							
48.15	4	5	6	15/30	15		
48.45							
49.15	5	5	7	17/30	17		
49.45							
50.15	2	2	3	7/30	7		
50.45							
51.15	2	3	4	9/30	9		
51.45							
52.15	5	10	15	30/30	30		
52.45							
53.15	11	10	13	34/30	34		
53.45							
54.15	6	7	7	20/30	20		
54.45							
55.15	7	7	8	22/30	22		
55.45							
56.15	15	20	15	50/27	56		
56.42							
57.15	31	19	6	50/16	94		
57.31							
58.15	40	10	3	50/13	115		
58.28							
59.15	38	12	4	50/14	107		
59.29							
60.15	4	6	7	17/30	17		
60.45							
61.15	7	8	10	25/30	25		
61.45							
62.15	50/9			50/9	167		
62.21							
63.15	50			50/10	150		
63.25							
64.15	3	3	4	10/30	10		
64.45							
65.15	3	4	4	11/30	11		
65.45							
66.15	4	5	7	16/30	16		
66.45							
67.15	5	6	10	21/30	21		
67.45							
68.15	6	6	6	18/30	18		
68.45							

3T-2 ① 工事種

3T-3 ① 工事種

金城ふ頭開発に係る 土壤汚染状況調査業務委託

報 告 書

令和7年6月

株式会社 環境科学研究所

土壤汚染状況調査 指定調査機関 環2003-4-3021
計量証明事業 愛知県知事登録 第445号（濃度）
〒462-0006 愛知県名古屋市北区若鶴町152番地
TEL. 052-902-4456（代） FAX. 052-902-4601

II-4. 地歴調査結果総括

II-4.1 地歴調査結果

本調査の結果、調査対象地において、法に指定される特定有害物質の使用等の履歴は確認されなかったが、土地の造成状況および周辺の指定区域の状況より鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物による水面埋立て土砂由来および自然由来による土壤汚染の可能性があると考えられる。

汚染のおそれの区分を表II-4.1に示す。

結果の詳細を次項以降に述べる。

表II-4.1 確認された土壤汚染のおそれ一覧

おそれの種類	有無	確認された深度	確認された特定有害物質
人為等由来	無	—	—
水面埋立て土砂由来	有	地表面より 6.3m~6.9m [※]	・鉛及びその化合物 ・ふっ素及びその化合物 ・砒素及びその化合物
自然由来	有	6.9mより下層	・砒素及びその化合物 ・ふっ素及びその化合物

※盛土が行われている範囲については盛土下を地表面と判断した。

II-4.2 調査対象地の土地利用履歴

調査の結果、調査対象地では過去から現在までに「名古屋管理組合」による所有が確認され、空地、雨水等の排水経路、「上組モータープール」、緑地、広葉樹林としての土地利用が確認されている。

「上組モータープール」としての利用については既往地歴調査により特定有害物質の使用等の履歴はないことが確認された。

現在は、駐車場、緑地帯となっている。

II-4.3 人為等由来による土壤汚染のおそれについて

調査対象地では過去から現在まで特定有害物質の使用等の履歴は確認されなかった。

また、調査対象地内では昭和 53 年に緑地整備工事に伴い盛土が行われている。(金城中央緑地整備工事(その 4) 盛土材:普通土 工事業者:梅村建設(株))

盛土材については、「普通土」という記録が残っているが、分析結果等の情報は確認されなかった。

なお、周辺地でも過去に緑地整備工事に伴い盛土が実施されており、後の土壤調査でその盛土に該当する深度で汚染が報告されている範囲(指-173)が確認された。汚染が確認された範囲に該当する緑地整備工事は以下の 5 つである。(図 II-3.5 参照)

- ・ S53 金城中央緑地整備工事(その 3) 盛土材:普通土 工事業者:矢作建設工業(株)
- ・ S54 金城中央緑地整備工事(その 6) 盛土材:山土 工事業者:(株)磯部組
- ・ S56 金城中央緑地整備工事(その 10) 盛土材:山土 工事業者:前田造園土木(株)
- ・ S57 金城中央緑地整備工事(その 11) 盛土材:砂(不洗い)
工事業者:(株)大栄コンストラクション
- ・ H2 金城ふ頭緑地・歩道橋築造工事 盛土材:掘削土 工事業者:不明

上記の内、調査対象地内の緑地整備工事と同年に行われている緑地整備工事(金城中央緑地整備工事(その 3))がある。

当該 2 件で使用された盛土材は記録上は同じ「普通土」とあるが、盛土材は工事業者が用意していたことを考慮すると、同じ土を用いた可能性は低いと考えられる。また、調査対象地と他の盛土がされているエリアは、既往地歴調査内の資料にある当時の年代に近いの空中写真(1990 年)より、道等で隔離されていることが確認される。

よって、調査対象地において人為等由来の土壤汚染のおそれはないと判断した。

調査対象地における盛土が行われた範囲を図 II-4.1 に示す。

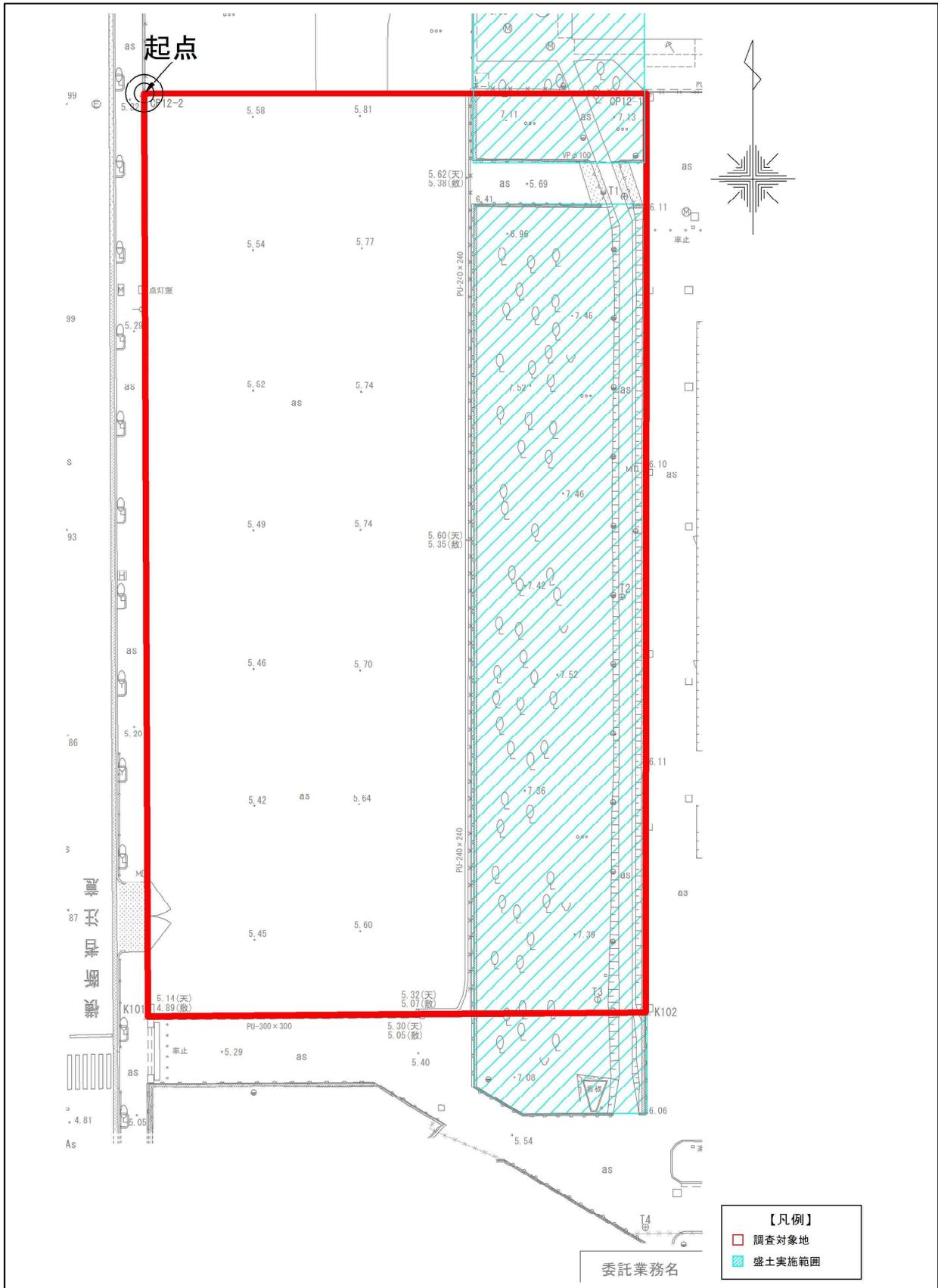


图 II-4.1 盛土实施範圍图

II-4.4 水面埋立て土砂由来による土壤汚染のおそれについて

調査対象地は、1963年より埋立てられた埋立地の一部である。同様の埋立地である周辺地(金城ふ頭地内)では複数の形質変更時要届出区域の指定が確認されている。その指定区域で確認されている特定有害物質のすべてが鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の3項目のいずれかである。また、調査対象地の周辺で実施されている地歴調査や土壤調査(指-241)では、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について水面埋立て土砂由来による土壤汚染があると判断されており、指-241は埋立地特例区域に指定されている。

以上の理由により、調査対象地では鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物による水面埋立て土砂に由来する土壤汚染のおそれがあると判断した。

なお、調査対象地の埋立て土砂層厚は地表面から6.3m~6.9mであることが確認されたため、当該汚染のおそれもその深度に分布すると判断した。

ただし現在、緑地帯として利用されている範囲については水面埋立て工事後に盛土が行われている。その盛土材については聴取調査より汚染のおそれが確認されている水面埋立て土砂とは別の土が用いられていることが確認されており、「普通土」ということ以上の情報は確認されなかった。

よって、この盛土部分については水面埋立て土砂由来の土壤汚染のおそれはないと判断した。

II-4.5 自然由来による土壤汚染のおそれについて

調査対象地の周辺地(金城ふ頭地内)内で確認されている埋立て土砂の最大層厚は8.8mであった。また形質変更時要届出区域のうち、8.8mをこえる深度調査を行っているものは指-80、指-241の2つが確認された。

指-80では8m、8.3m、9m、10mで砒素及びその化合物、9m、10mでふっ素及びその化合物の溶出量基準不適合が報告されている。指-241では8m、9m、10mで砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の土壤溶出量基準不適合が報告されている。いずれも水面埋立て土砂の下層にあたる地盤である。

また、指-241の報告書より、7mよりも深い深度での汚染については自然由来による汚染であると判断されている。

2つの指定区域はいずれも金城ふ頭内にあり、調査地からの距離も近い(370m付近)ため、自然地盤は同一地層であると考えられる。そのため、調査対象地においても同様に砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物による自然由来の土壤汚染のおそれがあると判断した。

第Ⅲ編 土壤汚染調査

Ⅲ-1. 調査概要

調査件名：金城ふ頭開発に係る土壤汚染状況調査業務委託

調査目的：本調査対象地では前編の地歴調査の結果、水面埋立て土砂由来および自然由来による鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の汚染のおそれが確認されている。

そのため本調査では、上記3項目を対象とし、現状での土壤汚染の有無を把握することを目的として実施した。

調査内容：・ボーリング	8箇所
・土壤分析	
水面埋立て土砂由来土壤汚染調査対象項目	
鉛及びその化合物(土壤溶出量、土壤含有量)	48検体
ふっ素及びその化合物(土壤溶出量、土壤含有量)	48検体
砒素及びその化合物(土壤溶出量、土壤含有量)	48検体
自然由来土壤汚染調査対象項目	
砒素及びその化合物(土壤溶出量、土壤含有量)	6検体
ふっ素及びその化合物(土壤溶出量、土壤含有量)	6検体

Ⅲ-2. 調査地点・調査項目・調査深度の設定

本調査は、前編の地歴調査の結果をうけて実施するものである。そのため、調査地点および調査項目については、地歴調査の結果に基づき決定した。

地歴調査の結果、水面埋立て土砂由来の「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の3項目、自然由来の「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の2項目について土壤汚染のおそれが確認されている。また、水面埋立て土砂の層厚は地表面より6.30m～6.90mであることが確認された。

以上を踏まえ、水面埋立て土砂由来の土壤汚染調査項目は汚染のおそれが確認された3項目とし、調査深度は最大層厚を想定して地表面(GL*0.00m)からGL-6.90mまでとした。

また、自然由来の土壤汚染調査項目は汚染のおそれが確認された2項目とし、調査深度はGL-7.00mからGL-10.00mまでとした。

ただし、盛土が実施されている範囲については盛土下から6.90mを水面埋立て土砂由来汚染調査の対象深度、それ以深の深度からGL-10.00mまでを自然由来汚染調査の対象範囲とした。

なお、調査地点および調査項目を決定する上での試料採取の考え方は、法に準拠した。

※：GLはコンクリートやアスファルト、砕石等の表部被覆を除いた現地盤の表面を示す。

Ⅲ-2.1 水面埋立て土砂由来土壤汚染調査

- ・調査地点の設定：法に従い、30m格子の中心を含む単位区画の中心にあたる計8ヶ所に設定した。詳細は、図Ⅲ-2.1に示す。
- ・調査項目の設定：地歴調査により汚染のおそれが確認された「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の3項目とした。
- ・調査深度の設定：地歴調査から得られた情報より、調査深度は各地点のGL0.00からGL-6.90mまでとし、表層土壌および深度1.00mごとにGL-6.00mまでの試料を採取対象とした。

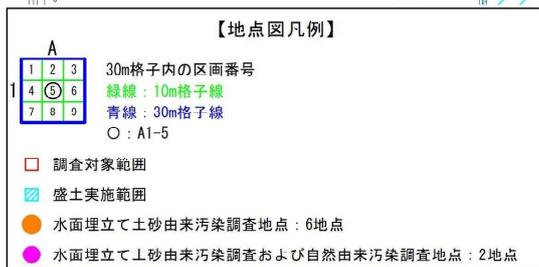
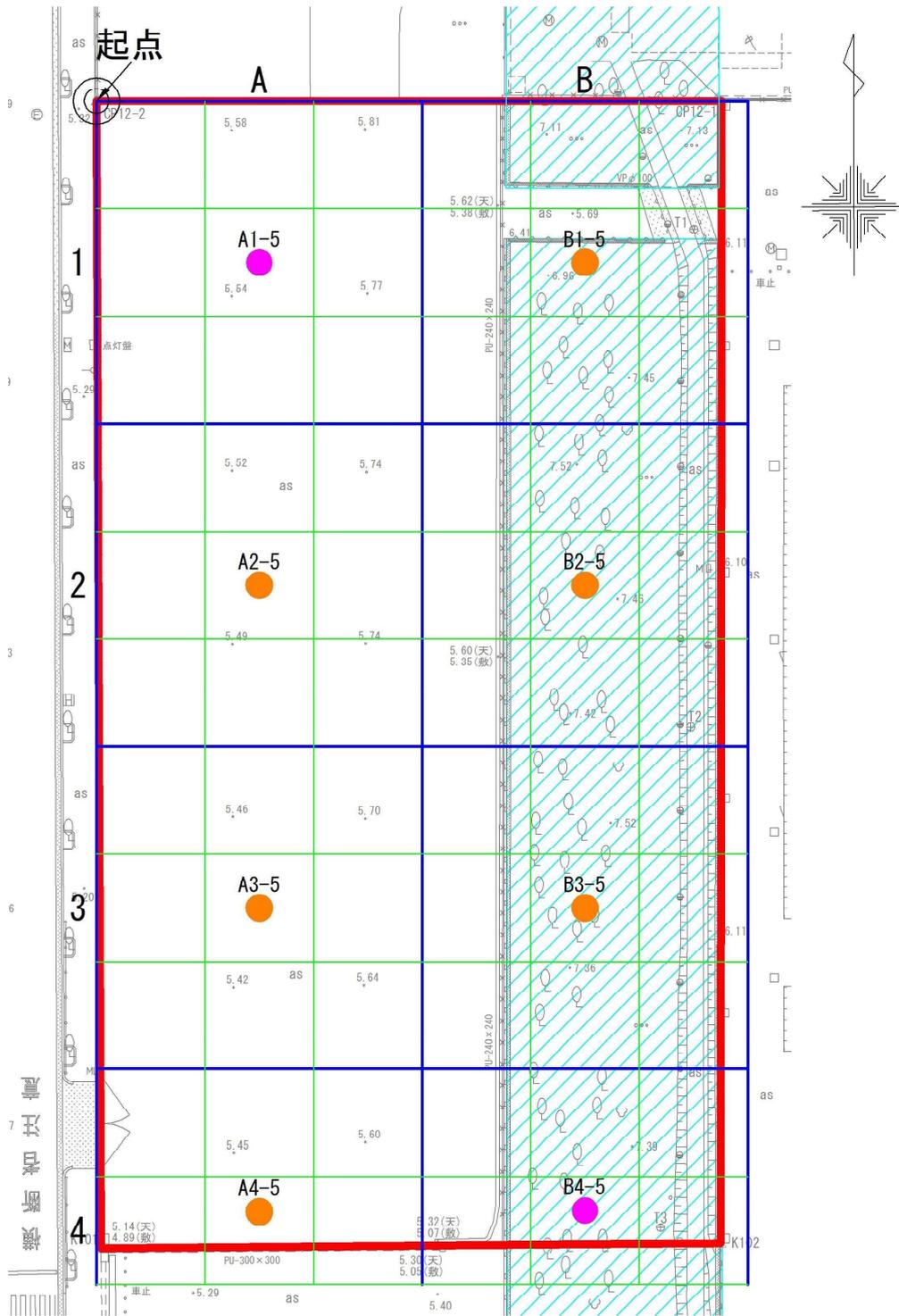
ただし、盛土が実施されている4地点(B1-5、B2-5、B3-5、B4-5)については、盛土下から6.90mまでを掘削深度とし、深度1.00mごとの試料を採取対象とした。盛土が実施された地点の盛土厚を図Ⅲ-2.2に示し、調査深度を表Ⅲ-2.1、図Ⅲ-2.3にまとめた。

Ⅲ-2.2 自然由来土壌汚染調査

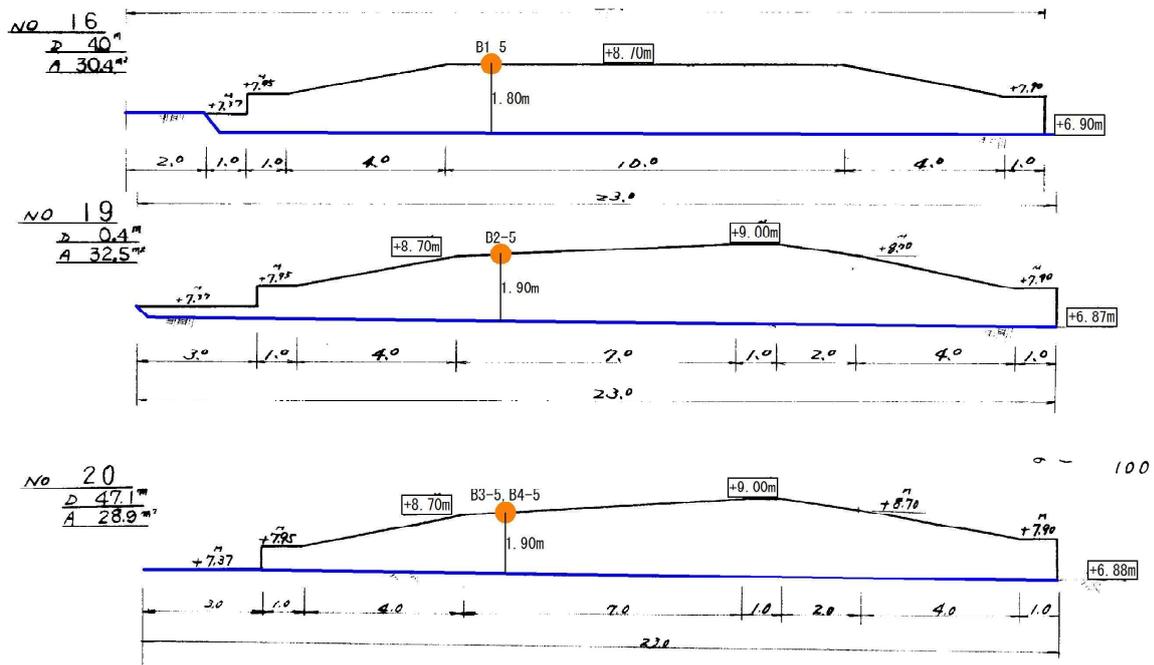
- ・調査地点の設定：法に従い、調査対象地内の最も離れた二つの単位区画を含む30m格子の中心を含む単位区画の中心にあたる2ヶ所に設定した。詳細は、図Ⅲ-2.1に示す。
- ・調査項目の設定：地歴調査により汚染のおそれが確認された「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の2項目とした。
- ・調査深度の設定：地歴調査から得られた情報より、掘削深度を各地点のGL-10.00mまで、調査深度をGL-7.00mからGL-10.00mまでとし、1.00mごとの試料を採取対象とした。

ただし、盛土が実施されている範囲については、盛土と水面埋立て土砂層を除いた深度からGL-10.00mまでを調査深度とし、1.00mごとの試料を採取対象とした。

盛土厚を図Ⅲ-2.2に示し、調査深度を表Ⅲ-2.1、図Ⅲ-2.3にまとめた。



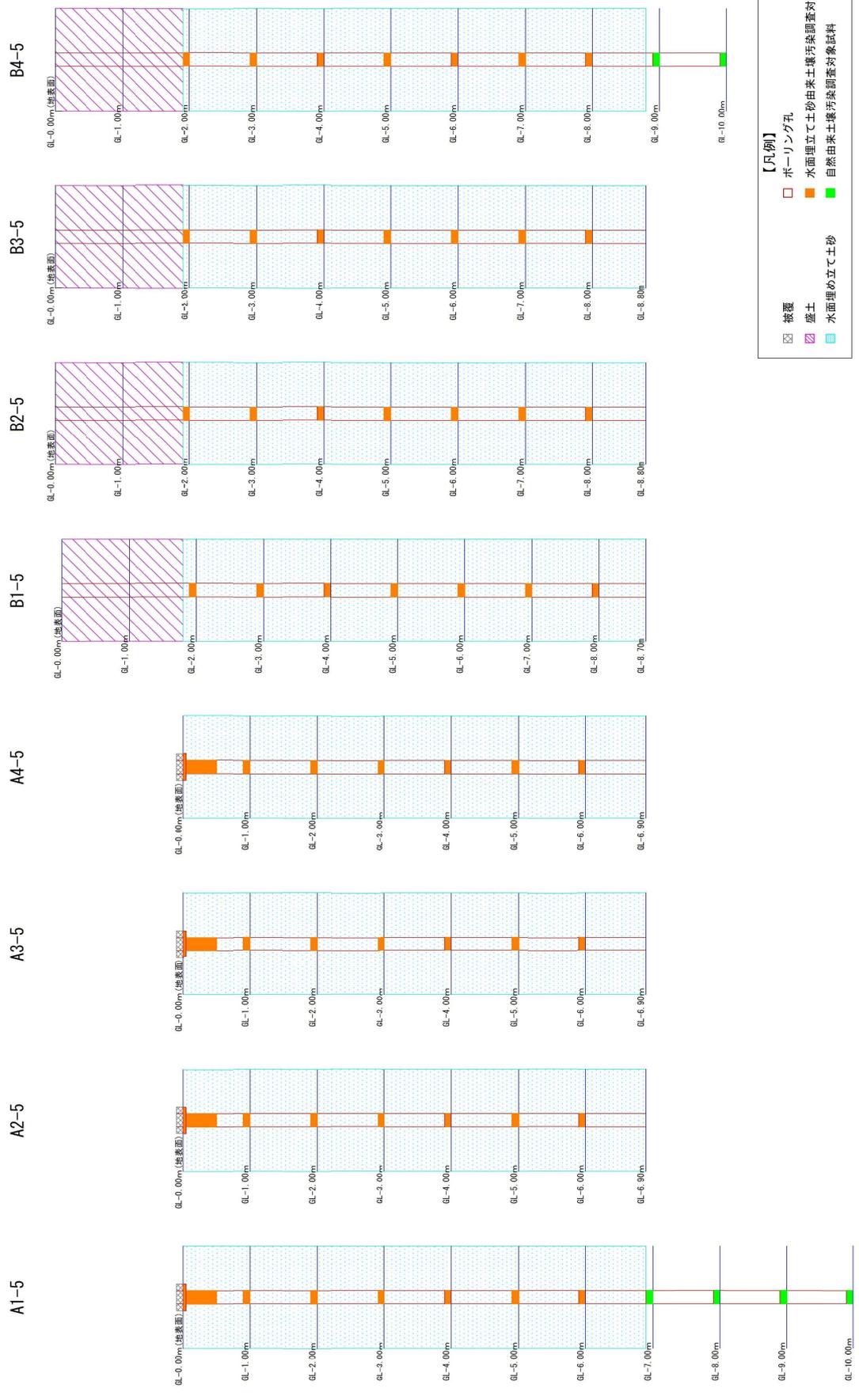
図Ⅲ-2.1 調査地点位置図(1/600)



図Ⅲ-2.2 盛土が実施された地点における盛土厚

表Ⅲ-2.1 調査地点ごとの調査深度

調査地点	盛土厚 (m)	調査深度	水面埋立て土砂由来 土壌汚染調査 試料採取対象深度	自然由来 土壌汚染調査 試料採取対象深度
A1-5	—	10.00m	0.00m～6.00m	7.00m～10.00m
A2-5	—	6.90m	0.00m～6.00m	—
A3-5	—	6.90m	0.00m～6.00m	—
A4-5	—	6.90m	0.00m～6.00m	—
B1-5	1.80m	8.70m	2.00m～8.00m	—
B2-5	1.90m	8.80m	2.00m～8.00m	—
B3-5	1.90m	8.80m	2.00m～8.00m	—
B4-5	1.90m	10.00m	2.00m～8.00m	9.00m～10.00m



図Ⅲ-2.3 各調査位置における試料採取深度

Ⅲ-3. 調査結果

水面埋立て土砂由来の土壌分析結果を表Ⅲ-3.1に、自然由来の土壌分析結果を表Ⅲ-3.2に示す。調査結果概要をそれぞれ次項以降に述べる。

なお、柱状図、計量証明書等については巻末に添付した。

Ⅲ-3.1 水面埋立て土砂由来土壌汚染調査

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物を対象とした土壌分析の結果を項目ごとに示す。

- ・鉛及びその化合物

(土壌溶出量)

A1-5のGL-5.00mからGL-6.00m、A2-5のGL-5.00m、A3-5のGL-5.00m、A4-5のGL-2.00mからGL-5.00m、B1-5のGL-4.00mからGL-7.00m、B2-5のGL-5.00mからGL-6.00m、B3-5のGL-6.00m、B4-5のGL-6.00mからGL-7.00mの深度で指定基準(0.01mg/l以下)不適合が確認された。なお、指定基準不適合の濃度範囲は、0.011mg/l～0.071mg/lであり、すべての深度で第二溶出量基準(0.3mg/l以下)を満たす結果であった。

(土壌含有量)

全ての地点、深度において、指定基準(150mg/kg以下)を満たす結果であった。

- ・砒素及びその化合物

(土壌溶出量)

A1-5、A2-5、A4-5のGL-1.00mからGL-6.00m、A3-5のGL-1.00mからGL-2.00mとGL-4.00mからGL-6.00m、B1-5のGL-4.00mからGL-8.00m、B2-5、B3-5のGL-3.00mとGL-5.00mからGL-8.00m、B4-5のGL-6.00mからGL-8.00mの深度で指定基準(0.01mg/l以下)不適合が確認された。なお、指定基準不適合の濃度範囲は、0.015mg/l～0.11mg/lであり、すべての深度で第二溶出量基準(0.3mg/l以下)を満たす結果であった。

(土壌含有量)

全ての地点、深度において、指定基準(150mg/kg以下)を満たす結果であった。

- ・ふっ素及びその化合物

(土壌溶出量)

A1-5の表層からGL-6.00m、A2-5の表層からGL-2.00mとGL-4.00mからGL-5.00m、A3-5の表層、GL-2.00mと4.00mから6.00m、A4-5のGL-4.00mからGL-6.00m、B1-5のGL-4.00mからGL-8.00m、B2-5のGL-3.00mとGL-5.00mからGL-8.00m、B3-5のGL-2.00mからGL-3.00mとGL-5.00mからGL-8.00m、B4-5のGL-2.00mからGL-3.00mとGL-6.00mからGL-7.00m mの深度で指定基準(0.8mg/l以下)不適合が確認された。なお、指定基準不適合の濃度範囲は、0.85mg/l～1.9mg/lであり、すべての深度で第二溶出量基準(24mg/l以下)を満たす結果であった。

(土壌含有量)

全ての地点、深度において、指定基準(4,000mg/kg以下)を満たす結果であった。

Ⅲ-3.2 自然由来土壌汚染調査

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物を対象とした土壌分析の結果を項目ごとに示す。

- ・ 砒素及びその化合物

(土壌溶出量)

A1-5のGL-7.00mからGL-10.00m、B4-5のGL-9.00mからGL-10.00mの深度で指定基準(0.01mg/l以下)不適合が確認された。なお、指定基準不適合の濃度範囲は、0.013mg/l～0.048mg/lであり、すべての深度で第二溶出量基準(0.3mg/l以下)を満たす結果であった。

(土壌含有量)

全ての地点、深度において、指定基準(150mg/kg以下)を満たす結果であった。

- ・ ふっ素及びその化合物

(土壌溶出量)

A1-5のGL-7.00mからGL-10.00m、B4-5のGL-9.00mからGL-10.00mの深度で指定基準(0.8mg/l以下)不適合が確認された。なお、指定基準不適合の濃度範囲は、0.87mg/l～1.3mg/lであり、すべての深度で第二溶出量基準(24mg/l以下)を満たす結果であった。

(土壌含有量)

全ての地点、深度において、指定基準(4,000mg/kg以下)を満たす結果であった。

表Ⅲ-3.1(1) 土壌分析結果(水面埋立て土砂由来土壌汚染調査)

		分析結果					
		鉛及びその化合物		砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物	
		土壌溶出量 (mg/ l)	土壌含有量 (mg/kg)	土壌溶出量 (mg/ l)	土壌含有量 (mg/kg)	土壌溶出量 (mg/ l)	土壌含有量 (mg/kg)
指定基準		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	150 以下	0.8 以下	4,000 以下
第二溶出量基準		0.3 以下	-	0.3 以下	-	24 以下	-
定量下限値		0.005	10	0.005	1	0.05	10
A1-5	表層	<0.005	20	<0.005	4	0.92	460
	1.00m	0.005	10	0.035	1	1.1	60
	2.00m	0.005	10	0.037	1	1.0	50
	3.00m	0.008	10	0.015	1	0.96	30
	4.00m	0.005	<10	0.026	<1	1.8	50
	5.00m	0.040	20	0.11	2	1.9	80
	6.00m	0.018	10	0.085	2	1.3	70
A2-5	表層	<0.005	20	<0.005	2	1.5	1600
	1.00m	<0.005	10	0.038	2	1.0	140
	2.00m	<0.005	10	0.050	1	1.0	50
	3.00m	<0.005	<10	0.019	<1	0.65	20
	4.00m	<0.005	10	0.049	1	0.90	20
	5.00m	0.019	20	0.10	2	1.5	70
	6.00m	<0.005	10	0.022	1	0.50	50
A3-5	表層	<0.005	20	<0.005	3	1.1	1100
	1.00m	<0.005	<10	0.016	1	0.69	120
	2.00m	<0.005	10	0.028	1	0.90	40
	3.00m	<0.005	<10	0.010	<1	0.70	30
	4.00m	<0.005	10	0.037	1	0.99	40
	5.00m	0.034	10	0.074	1	1.4	90
	6.00m	0.010	10	0.051	1	1.0	60
A4-5	表層	<0.005	<10	<0.005	1	0.10	30
	1.00m	<0.005	<10	0.026	1	0.25	210
	2.00m	0.011	10	0.015	1	0.69	40
	3.00m	0.011	<10	0.022	<1	0.68	20
	4.00m	0.071	10	0.093	1	1.6	70
	5.00m	0.051	10	0.085	1	1.5	70
	6.00m	0.010	<10	0.031	1	1.0	70

備考 1: 土壌溶出量、土壌含有量の指定基準は、「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)別表第三、第四に準拠した。

備考 2: 「<」とは、定量下限値を下回ったことを表す。

備考 3: ハッチング箇所は指定基準不適合を表す。

表Ⅲ-3.1(2) 土壌分析結果(水面埋立て土砂由来土壌汚染調査)

		分析結果					
		鉛及びその化合物		砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物	
		土壌溶出量 (mg/1)	土壌含有量 (mg/kg)	土壌溶出量 (mg/1)	土壌含有量 (mg/kg)	土壌溶出量 (mg/1)	土壌含有量 (mg/kg)
指定基準		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	150 以下	0.8 以下	4,000 以下
第二溶出量基準		0.3 以下	-	0.3 以下	-	24 以下	-
定量下限値		0.005	10	0.005	1	0.05	10
B1-5	2.00m	<0.005	10	0.007	1	0.68	30
	3.00m	<0.005	<10	0.007	<1	0.30	20
	4.00m	0.015	10	0.034	1	1.0	30
	5.00m	0.051	20	0.096	2	1.7	80
	6.00m	0.011	10	0.048	1	1.1	70
	7.00m	0.023	30	0.065	2	1.2	50
	8.00m	<0.005	<10	0.021	1	0.86	90
B2-5	2.00m	<0.005	10	<0.005	2	0.64	20
	3.00m	0.005	20	0.038	1	1.4	50
	4.00m	0.005	<10	0.008	<1	0.56	20
	5.00m	0.020	20	0.034	1	1.2	30
	6.00m	0.016	20	0.081	2	1.5	90
	7.00m	<0.005	<10	0.026	1	0.91	70
	8.00m	0.005	40	0.052	2	1.2	60
B3-5	2.00m	<0.005	10	<0.005	2	0.86	30
	3.00m	0.009	10	0.015	1	1.0	30
	4.00m	<0.005	<10	0.006	<1	0.50	20
	5.00m	<0.005	10	0.045	1	1.2	40
	6.00m	0.022	10	0.10	1	1.5	90
	7.00m	0.007	<10	0.034	1	1.2	80
	8.00m	0.008	40	0.053	2	1.2	60
B4-5	2.00m	<0.005	10	<0.005	3	1.3	40
	3.00m	<0.005	10	0.006	1	0.85	40
	4.00m	<0.005	<10	0.007	<1	0.72	30
	5.00m	<0.005	<10	0.009	<1	0.49	20
	6.00m	0.035	10	0.049	1	1.1	60
	7.00m	0.028	10	0.056	2	1.4	70
	8.00m	<0.005	10	0.021	1	0.80	80

備考1: 土壌溶出量、土壌含有量の指定基準は、「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第三、第四に準拠した。

備考2: 「<」とは、定量下限値を下回ったことを表す。

備考3: ハッチング箇所は指定基準不適合を表す。

表Ⅲ-3.2 土壌分析結果(自然由来土壌汚染調査)

		分析結果			
		砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物	
		土壌溶出量 (mg/l)	土壌含有量 (mg/kg)	土壌溶出量 (mg/l)	土壌含有量 (mg/kg)
指定基準		0.01 以下	150 以下	0.8 以下	4,000 以下
第二溶出量基準		0.3 以下	-	24 以下	-
定量下限値		0.005	1	0.05	10
A1-5	7.00m	0.048	1	0.92	60
	8.00m	0.028	1	1.3	100
	9.00m	0.036	1	1.0	110
	10.00m	0.026	1	1.0	110
B4-5	9.00m	0.013	1	0.87	90
	10.00m	0.029	1	0.93	90

備考 1: 土壌溶出量、土壌含有量の指定基準は、「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)別表第三、第四に準拠した。

備考 2: ハッチング箇所は指定基準不適合を表す。

Ⅲ-4. 結果統括

本調査の結果総括を調査ごとに述べる。なお、図Ⅲ-4.1に基準不適合範囲図を示し、本調査のまとめとする。

Ⅲ-4.1 水面埋立て土砂由来土壌汚染調査

調査を行った地点すべてで対象とした3項目(鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)の土壌溶出量基準で不適合が確認された。なお、土壌含有量については、すべての地点で基準を満たす結果であった。

よって、調査対象地に存在する水面埋立て土砂について、対象とした3項目による土壌汚染があると考えられる。

Ⅲ-4.2 自然由来土壌汚染調査

調査を行った地点すべてで対象とした2項目(砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)の土壌溶出量基準で不適合が確認された。なお、土壌含有量については、すべての地点で基準を満たす結果となった。

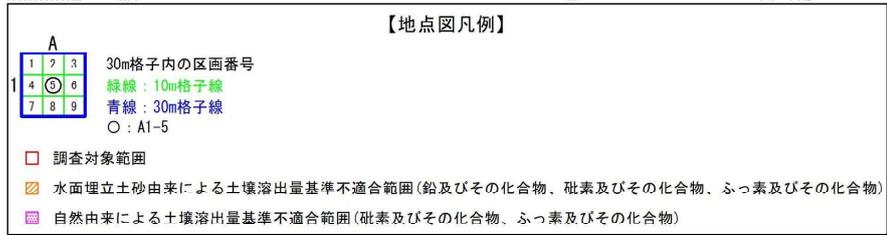
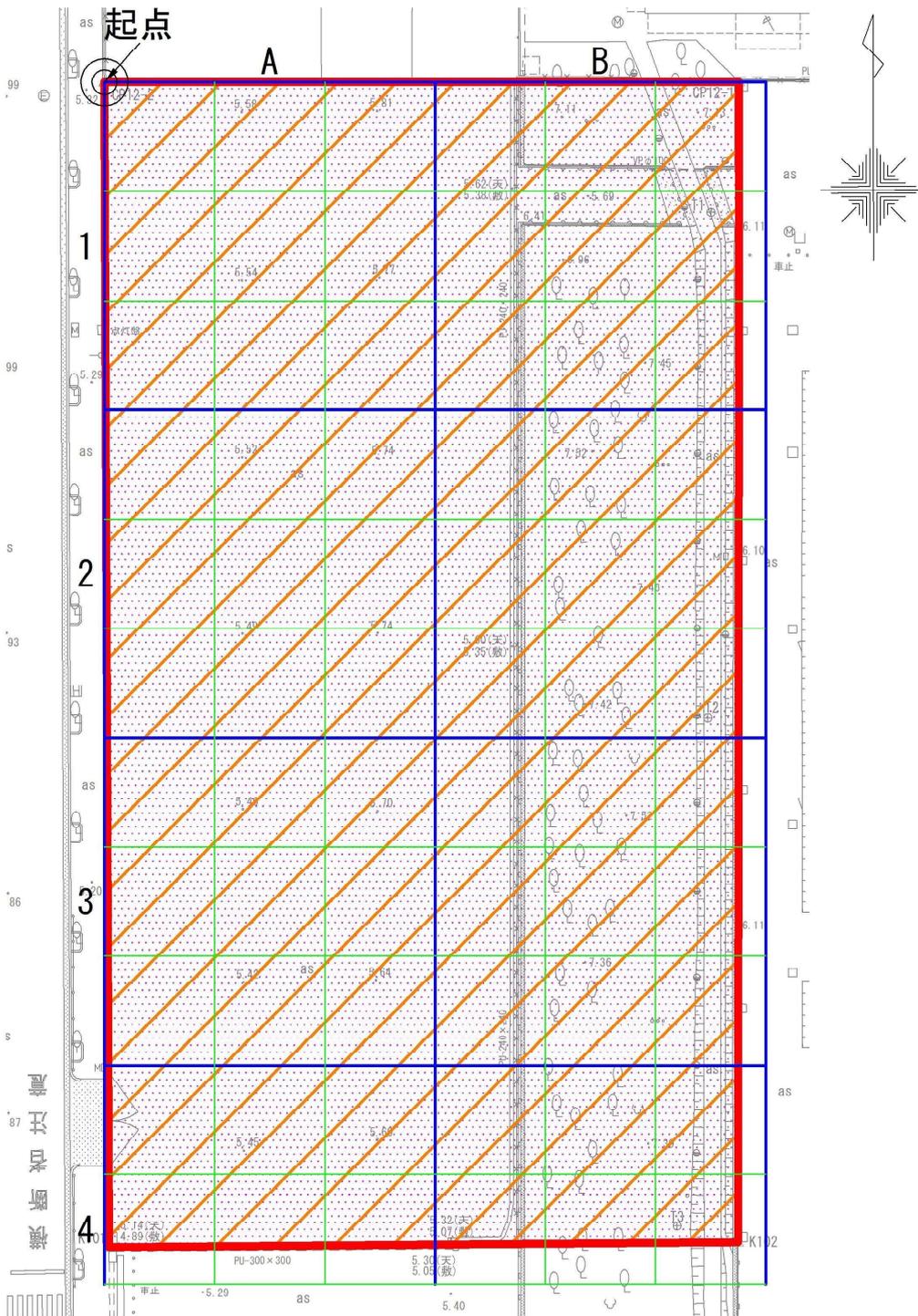
よって、調査対象地では、対象とした2項目の自然由来の土壌汚染があると考えられる。

特記事項

本調査遂行に際しては、ご開示いただいた資料・情報を精査し、現行の指針及び基準に準拠した調査地点の設定を実施しております。かつ、調査地点選定及び試料の採取に当たっては、弊社の調査経験も踏まえて調査対象地の土壌環境に係わる現況を正確に把握できるよう最大限の努力を払っております。

しかしながら、土壌という媒体は常に不均一性を有しており、地盤調査の性質上限られたポイントでの調査となるため必ずしも対象地全体の代表値と言えない事もあります。

したがって、今回の調査結果が、調査対象地での土壌環境のすべてを網羅した結果となっていない可能性も存在している点につきましてご留意とご理解をいただきますようお願い申し上げます。



図Ⅲ-4.1 基準不適合範囲図(1/600)

— 以上 —

ボーリング柱状図

調査名 金城ふ頭開発に係る土壌汚染状況調査業務委託

ボーリングNo.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名 _____

シートNo. _____

ボーリング名	A3-5	調査位置	愛知県名古屋港区金城ふ頭二丁目7番1の一部					北緯				
発注機関	名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課	調査期間	2025年5月27日～2025年5月28日					東経				
調査業者名	㈱環境科学研究所	主任技師		現場代理人	コア鑑定者		ボーリング責任者					
孔口標高		角		方		地盤勾配		使用機種	試験機	EP-26	ハンマー落下用具	
総掘進長	6.90m	度		向				エンジン			ポンプ	

標尺	層高	層厚	深度	柱状図	土質	色	相対	相対	記	孔内水位 m / 測定月日	標準貫入試験										原位置試験		試料採取		掘進
											10cm毎の 打撃回数	打撃回数 / 貫入量 cm	N 値 — ○ —										深度	試験名 および結果	
m	m	m	m	図	区分	調	度	度	事	m	0	10	20	30	40	50	60	m		m		日			
		0.80	0.30		砂混じり砂	暗	灰		礫φ2～50mm。砂分は中～粗砂主体。含水少。																
1		0.45	1.25		シルト混じり砂	暗	灰		砂分は微細～細砂主体。含水少。																
2					砂	暗	灰		砂分は微細～細砂主体。含水中～多。																
3		2.35	3.40		砂混じりシルト	暗	黒	灰	砂分は微細～細砂主体。含水中。粘性大。																
4		0.25	3.85		砂	暗	灰		砂分は微細～細砂主体。含水中～多。	5/28 1.20m															
5		0.35	4.70		砂	暗	灰		砂分は微細～細砂主体。含水中～多。																
6		2.20	6.90		砂混じりシルト	暗	灰		砂分は微細～細砂主体。含水中。粘性大。所々砂層混じる。																

ボーリング柱状図

調査名 金城ふ頭開発に係る土壌汚染状況調査業務委託

ボーリングNo.

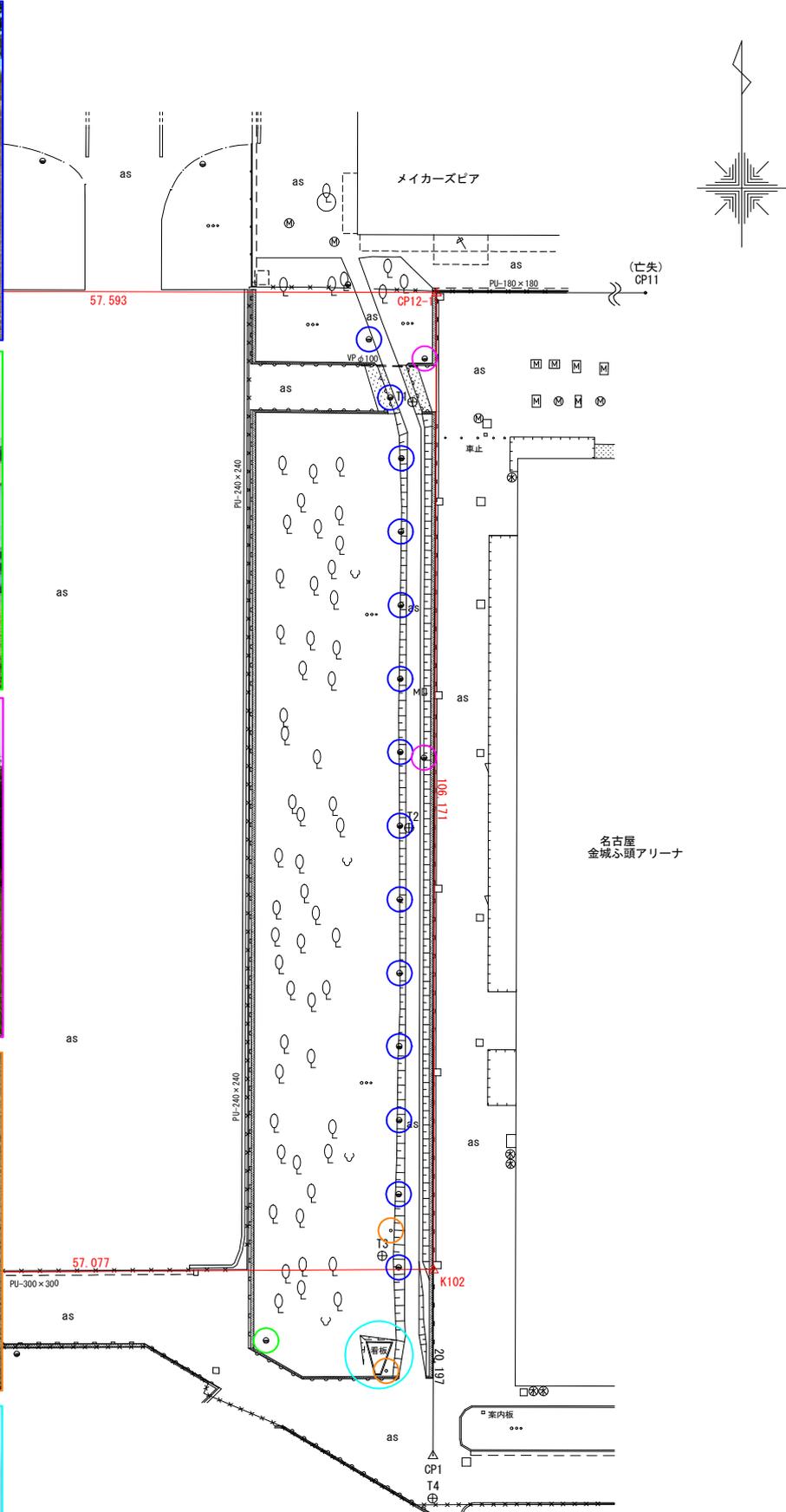
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シートNo.

ボーリング名	B4-5	調査位置	愛知県名古屋港区金城ふ頭二丁目7番1の一部					北緯			
発注機関	名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課	調査期間	2025年5月23日～2025年5月23日					東経			
調査業者名	㈱環境科学研究所	主任技師		現場代理人		コア鑑定者		ボーリング責任者			
孔口標高		角			地盤勾配	水平 0°	使用機種	試験機	EP-26	ハンマー落下用具	
総掘進長	10.00m	度			鉛直 90°		エンジン			ポンプ	

標尺	層高	層厚	深度	柱状図	土質	色	相対密度	相対稠度	記	孔内水位 m / 測定月日	標準貫入試験						原位置試験 試験名 および結果	試験採取 深度 m	室内試験 () 採取方法	掘進 月日	
											10cm毎の 打撃回数	打撃回数 / 貫入量 cm	N 値 — ○ —								
m	m	m	m	図	区分	調度	度	度	事		0	10	20	30	40	50	60	m			
	0.25	0.43			砂	淡黄			砂分は微細～細砂主体、含水少。植物根混じる。												
1					シルト混じり砂	淡黄			砂分は微細～細砂主体、含水少。												
2	1.05	1.96			シルト混じり砂	茶褐			砂分は微細～細砂主体、含水少。所々シルト混じる。												
3	1.19	3.00			シルト混じり砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、含水少～中。												
4	0.65	3.65			砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、含水多。	5/23 3.96											
5	1.35	5.00			シルト混じり砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、含水少。粘性大。所々砂層混じる。												
6	2.00	7.00			シルト混じり砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、含水少。粘性大。所々砂層混じる。												
7	0.20	7.20			砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、含水中。												
8					シルト混じり砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、含水中。												
9	2.30	10.00			シルト混じり砂	暗灰			砂分は微細～細砂主体、粘性大。												



凡 例			
△	鉋	○	照明灯 1
□	敷地境界	○	照明灯 2
○	看板	○	照明灯 3
○	音響設備		

